秋田県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 令和 4年 7月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

j	道路の	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員	延長
ź	種 類				(メートル)	(キロメートル)
-	一般国道	旧	285号	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ1番 地先から13番7地先まで	2 22.25~39.00	0.065
		新	285号	"	22.25~57.00	0.065

- 2 供用開始の期日 令和4年7月12日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年7月12日(火)から同月26日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)